

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年6月30日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 エリック・スプリ
(Eric Soubry, Director)
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
同 柳 祥代
同 金光由以
同 鋤崎有里
同 松井佑樹
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト - カーライル・プライベート・エクイティ・
パートナーズ・ファンド
(Nomura Fund Select - Carlyle Private Equity Partners Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
当初募集期間
15億米ドル(約2,349億円)を上限とします。
継続募集期間
100億米ドル(約1兆5,663億円)を上限とします。
(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、
2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値である、1米ドル=156.63円によります。
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入して
いる場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があり
ます。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所
定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。した
がって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合
もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドの受益証券の最低申込単位を2026年7月1日付で変更し、また、販売および買戻し手続等を一部変更するため、2026年1月19日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち関連情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注) 下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(6) 申込単位

<訂正前>

5,000口以上1口単位

<訂正後>

5,000口以上1口単位

(注) 2026年7月1日付で、5,000口以上から3,000口以上に変更されます。以下同じです。

(12) その他

(口) 引受等の概要

<訂正前>

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2025年12月10日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

(後略)

<訂正後>

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2025年12月10日付受益証券販売・買戻契約 (修正済) を締結しています。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

| 名称 | ファンド運営上の役割 | 契約等の概要 |
|----------|---------------|--|
| (中略) | | |
| 野村證券株式会社 | 代行協会員 販売会社 | 2025年12月10日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2025年12月10日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。 |

(後略)

<訂正後>

| 名称 | ファンド運営上の役割 | 契約等の概要 |
|----------|---------------|---|
| (中略) | | |
| 野村證券株式会社 | 代行協会員 販売会社 | 2025年12月10日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2025年12月10日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(修正済)(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。 |

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

受益証券の継続募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下において定義します。）において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。ただし、取引締切時間（以下に定義します。）より前に受領されることを条件とします。投資家一人当たりの一申込注文当たりの投資口数は、5,000口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とし、受益証券は、整数でのみ発行されます。受益証券の申込みは口数指定で行われます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券の継続募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下において定義します。）において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。ただし、取引締切時間（以下に定義します。）より前に受領されることを条件とします。投資家一人当たりの一申込注文当たりの投資口数は、3,000口以上（2026年7月1日付で5,000口以上から引下げ）1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とし、受益証券は、整数でのみ発行されます。受益証券の申込みは口数指定で行われます。

（後略）

（2）日本における販売手続等

<訂正前>

（前略）

継続募集期間においては、毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の純資産価格での購入となります。

販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

継続募集期間においては、午後3時までには申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込受付分とします。販売の単位は、5,000口以上1口単位です。購入価額は、申込んだ月の評価日の純資産価格です。純資産価格は、原則として評価日の23ファンド営業日後の翌国内営業日に判明します。純資産価格が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。日本における約定日は販売会社が購入注文の成立を確認した日（通常、上記の純資産価格が判明した国内営業日）であり、約定日から起算して4国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

| 購入口数 | 購入時手数料 |
|--------------|----------------|
| 10万口未満 | 申込金額の3.30%（税込） |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.65%（税込） |
| 50万口以上 | 申込金額の0.55%（税込） |
| | （後略） |

<訂正後>

（前略）

継続募集期間においては、毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の純資産価格での購入となります。なお、月内最終ファンド営業日の午後3時を過ぎると、申込みを取消すことはできません。

販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

継続募集期間においては、午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込受付分とします。販売の単位は、3,000口以上(2026年7月1日付で5,000口以上から引下げ)1口単位です。購入価額は、申込んだ月の評価日の純資産価格です。純資産価格は、原則として評価日の23ファンド営業日後の翌国内営業日に判明します。純資産価格が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。日本における約定日は販売会社が購入注文の成立を確認した日(通常、上記の純資産価格が判明した国内営業日)であり、約定日から起算して4国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

| 購入口数 | 購入時手数料 |
|--------------|----------------|
| 10万口未満 | 申込金額の3.30%(税込) |
| 10万口以上50万口未満 | 申込金額の1.65%(税込) |
| 50万口以上 | 申込金額の0.55%(税込) |
| | (後略) |

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

ファンド

投資対象ファンド投資証券の買戻しは、上記のように所定の制限に服します。以下を条件として、管理会社は、該当する買戻日において、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求を投資対象ファンドが受諾している範囲内で、買戻請求の受諾および決済を決定することができます。

投資対象ファンドの買戻請求の合計が上記の制限を超えたことで投資対象ファンドが当該制限までの買戻請求に比例按分で応じるためか、または、その他の理由により、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求の全額が受理されない場合、管理会社は、当該買戻日のための受益証券の買戻しを行わないことが予定されています。疑義を避けるために申し添えると、管理会社は関連する買戻日に関する受益証券の買戻しを行わない一方、買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分に制限するのではなく、投資対象ファンド投資証券の買戻請求の減少を受け入れる場合があります。

受益者は、翌買戻日に関して買戻通知を再度提出することができ、管理会社は、翌買戻日に受益証券を買い戻すことを容易にするために、当該買戻請求を翌四半期/翌月に投資対象ファンドに再提出して、翌買戻日に受益証券を買い戻すことが期待されています。ただし、当該買戻日までに、投資対象ファンド投資証券が買い戻される必要があります。投資対象ファンドの基準価額の算出方法、算出時期および買戻限度額は、関連する投資対象ファンドの募集書類に従って決定されます。

疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、その独自の裁量により、換金(買戻し)請求の受付を中止し、拒否し、または取り消す場合があります。また、換金(買戻し)代金の支払を遅延させることがあります。これには管理会社が投資顧問会社と協議の上で換金(買戻し)により投資方針の遵守が困難になると決定した場合が含まれます。また、管理会社は、純資産価格の決定が停止されている間も換金(買戻し)を停止します。

上記に加えて、管理会社は、受託会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価額の計算および/またはファンドの受益証券の申込みおよび/または買戻しを停止し、および/またはファンドの受益証券を買戻しのために提出した者に対する買戻代金の支払いを遅らせることができます(それぞれを「停止」といいます。)

() 投資対象ファンドが当該投資対象ファンドに関してかかる措置を講じている場合

() 管理会社社が停止を宣言することが賢明であると判断した場合

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンド

投資対象ファンド投資証券の買戻しは、上記のように所定の制限に服します。以下を条件として、管理会社は、該当する買戻日において、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求を投資対象ファンドが受諾している範囲内で、買戻請求の受諾および決済を決定することができます。

投資対象ファンドの買戻請求の合計が上記の制限を超えたこと、または、その他の理由により、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求の全額が受理されず、その結果、投資対象ファンドが当該制限額の範囲内で比例按分またはその他の方法により買戻請求に応じることを企図する場合、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、当該買戻日に関する受益証券の買戻請求の一部に応じ、当該買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分その他の方法により制限する場合があります。

疑義を避けるために申し添えると、当該買戻日に買い戻されなかった残りの受益証券に係る買戻請求は、次回の買戻日に繰り越されるのではなく、取り下げられたものとみなされます。

受益者は、翌買戻日に関して買戻通知を再度提出することができ、管理会社は、翌買戻日に受益証券を買い戻すことを容易にするために、当該買戻請求を翌四半期/翌月に投資対象ファンドに再提出して、翌買戻日に受益証券を買い戻すことが期待されています。ただし、当該買戻日までに、投資対象ファンド投資証券が買い戻される必要があります。投資対象ファンドの基準価額の算出方法、算出時期および買戻限度額は、関連する投資対象ファンドの募集書類に従って決定されます。

疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、その独自の裁量により、全部または一部の換金(買戻し)請求の受付を中止し、拒否し、または取り消す場合があり、また、換金(買戻し)代金の支払を遅延させることがありますが、これには管理会社が投資顧問会社と協議の上で換金(買戻し)により投資方針の遵守が困難になると決定した場合が含まれます。また、管理会社は、純資産価格の決定が停止されている間も換金(買戻し)を停止します。

上記に加えて、管理会社は、受託会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価額の計算および/またはファンドの受益証券の申込みおよび/または買戻しを停止し、および/またはファンドの受益証券を買い戻すのために提出した者に対する買戻代金の支払いを遅らせることができます(それぞれを「停止」といいます。)

() 投資対象ファンドが当該投資対象ファンドに関してかかる措置を講じている場合

() 管理会社が停止を宣言することが賢明であると判断した場合

(後略)

(2) 日本における買戻し手続等

<訂正前>

2月、5月、8月または11月(初回は2026年5月)の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から20日(ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日)までの申込受付分が、それぞれ申込月の翌月(3月、6月、9月または12月)の評価日の純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。

なお、換金(買戻し)制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金(買戻し)価額が判明する日に確認できます。

(後略)

<訂正後>

2月、5月、8月または11月(初回は2026年5月)の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から20日(ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日)までの申込受付分が、それぞれ申込月の翌月(3月、6月、9月または12月)の評価日の純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。なお、各申込月の申込最終日の午後3時を過ぎると、申込みを取消すことはできません。

また、換金(買戻し)制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金(買戻し)価額が判明する日に確認できます。

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第4 その他

<訂正前>

（前略）

（3）目論見書に次の事項を記載することがあります。

（中略）

・その他の留意点として、

（中略）

「ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドの解約日時点の純資産総額の3%を上限とする換金制限があり、また投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の受付を中止する期間が長期化する場合があります。」

「ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資対象ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるプライベート・エクイティ市場が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

との記載

（後略）

<訂正後>

（前略）

（3）目論見書に次の事項を記載することがあります。

（中略）

・その他の留意点として、

（中略）

「ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、投資対象ファンドの解約日時点の純資産総額の3%を上限とする換金制限があり、また投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は全部または一部の換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の受付を中止する期間が長期化する場合があります。」

「ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資対象ファンドの評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるプライベート・エクイティ市場が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

との記載

（後略）